

政令指定都市における議会基本条例の制定状況と規定内容

(1) 各政令市の議会基本条例の制定状況

政令市で最初に策定したのは、川崎市（平成21年7月11月施行）であり、以降、名古屋市、さいたま市、広島市と続き、現在では15市が議会基本条例を策定している。

No	政令市名	施行年月日
1	川崎市	21年 7月 1日
2	名古屋市	22年 3月29日
3	さいたま市	〃 4月 1日
4	広島市	〃 12月20日
5	新潟市	23年 4月 1日
6	北九州市	〃 10月 1日
7	神戸市	24年 7月 1日
8	静岡市	〃 10月16日
9	札幌市	25年 4月 1日
10	堺市	〃 4月 1日
11	岡山市	〃 4月 1日
12	横浜市	26年 4月 1日
13	京都市	〃 4月 1日
14	浜松市	〃 4月 1日
15	相模原市	〃 7月 1日

※未制定の政令市…仙台市、千葉市、大阪市、福岡市、熊本市

(2) 主な規定内容（出典：「自治体法務検定テキスト」鈴木庸夫千葉大学名誉教授ほか著）

① 前文

自治体における議会の存在意義や重要性の確認等

② 総則（目的・基本方針等）

議会の基本理念や基本事項等

③ 議会・議員の活動規範

言論の府である議会本来の姿を実現していくための活動原則、議員の自覚と研さんを促す活動原理や責務等

④ 議会運営の基本ルール

地方自治法上の法定事項のほか、常任委員会の柔軟な設置と適正な運営の確保、審議の活性化を目指す取り組み等

⑤ 住民との関係

住民に対する情報公開・情報提供・説明責任と住民の参加・参画の明記による開かれた議会への変革等

⑥ 長との関係

長との緊張関係保持のため、本会議での一問一答方式の導入、長の反問権の付与等

⑦ 議会改革・体制整備等

議会図書室の適正運営、議会事務局の充実整備

⑧ 条例の位置付け等

議会運営の最高規範等